

会 則

群馬県切断穿孔協会

第1条 目的

本会は会員の相互扶助の精神に基づき、会員の親密化を図り情報収集および交流を図ることを目的とする。

第2条 名称

本会は群馬県切断穿孔協会と称する。

第3条 所在地

本会の所在地を事務会計の社内に置く。

第4条 会員資格

本会の会員は群馬県にて、アスファルト・コンクリートカッター・コア穿孔・ウォルソー・ワイヤーソー工事等の切断穿孔工事事業者であること。または当協会の趣旨に賛同し資材提供、情報交換などの側面から援助し得る業者。

1項 県外業者は第5条の承認により会員資格を得ることができる。

第5条 加入

本会に加入の申し込みがあった時は、定例会議において全会員で加入の賛否を決する。

第6条 脱会

本会を脱退したい会員はあらかじめ会長に通知した上で、定例会議に協議の上脱会することが出来る。なお会員が脱会した時の入会金は払い戻さない、除名による場合も同じとする。

第7条 除名

本会員は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

- (1) 出資金の払い込み、会費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員。
- (2) 本会の事業を妨げ、または妨げようとした会員。
- (3) 本会の事業の利用について、不正の行為をした会員。
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした会員。

第8条 会費

本会の会費は年額 3万円 として会費を会計に払い込まなければならない。
また新入会員の入会金は 2万円 とし総会において定める。

第9条 総会及び定例会議

毎年10月に総会を開催する、会員は必ず出席すること。

やむなく欠席の会員は総会開催日の10日前迄に会長へ委任状を提出すること。

本会員は、事業活動計画に定める定例会議に出席すること。

都合の悪い時は事前に連絡をすること。また、事業活動計画にはこだわらない。

第10条 会議

本会の議決機関は総会、定例会議とする。

総会、定例会議は会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する。
総会の議長は総会ごとに出席した協会のうちから選任する。

第11条 決議

会議の議決権は出席会員の2分の1以上（委任状を含む）の同意を得て決定する。

第12条 臨時会議

臨時会議は会長が必要と認めた場合に召集できる。

第13条 役員の構成

本会には次の役員を置く

会長	1名
副会長	1名
相談役	1名
会計	1名
会計監査	1名

会計は事務局が兼任する。

第14条 役員の選任

本会の役員は総会または定例会議において会員の指名推薦の方法によって定める、出席者（2分の1以上）の満場一致の上で協議する。

なお、本会の役員資格は会に2年以上経過した者であること。

第15条 役員の任期

役員の任期は次の通りとする。

会長、副会長、相談役、会計監査は2年1期とする。ただし再任を妨げない。

毎年10月1日より翌々年9月30日までとする。

第16条 役員の職務

会長は本会の業務全般を執行し総括する。副会長は会長を補佐する。

相談役は役員および会員から相談事があった場合、すみやかに相談時応じる事

会計監査は本会の会計を監査する事

(会則の変更)

第17条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

第18条 その他

この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、2020年11月28日より施行する。

慶弔見舞金規定

(目的)

第1条 この規定は会員並びにその家族の慶弔、災害及び会員の疾病の際の見舞金など慶弔見舞金の支給について定める。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 会員に支給する慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①開業祝金
 - ②結婚祝金
 - ③傷病見舞金
 - ④災害見舞金
 - ⑤香典
- (開業祝金)

第3条 会員が開業したときは、生花10,000円相当とする。

(結婚祝金)

第4条 会員が結婚したときは、祝電のみとする。

(傷病見舞金)

第5条 会員が負傷又は被病し、医師の診断によって休業療養する場合は、次のとおり見舞金を支給する。

- (1) 休業療養1週間以上のとき10,000円

(災害見舞金)

第6条 会員の住居又は事業所が災害にあった場合には、災害の規定に応じ、次のとおり見舞金を支給する。

(1) 全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水の時 10,000 円

(香典)

第7条 会員又はその家族が死亡した場合には、次のとおり弔慰金を支給するとともに花輪を供える。

(1) 会員

香典 10,000 円、花輪一対

(2) 家族（一親等の親族）

香典 5,000 円、花輪一対

(その他の慶弔見舞金)

第8条 前各号に定めのないものでも、状況により必要のある場合には会長がその都度決定する。